参考様式第５－２号

# 地域計画

| | |
|---|---|
| 策定年月日 | 令和7年3月26日 |
| 更新年月日 | （　　　） |
| 目標年度 | 令和１０年度 |
| 市町村名<br>（市町村コード） | 三朝町<br>31364 |
| 地域名<br>（地域内農業集落名） | 三徳地区<br>（吉原集落、成集落、合谷集落、坂本集落、片柴集落、余戸集落） |

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1　地域における農業の将来の在り方

### （1） 地域計画の区域の状況

| | |
|---|---|
| 区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域） | 45 ha |
| ①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 | 45 ha |
| ②　田の面積 | 45 ha |
| ③　畑の面積（果樹、茶等を含む） | ha |
| ④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 | ha |
| ⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 | ha |
| （参考）区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計 | ha |
| うち後継者不在の農業者の農地面積の合計 | ha |
| （備考） | |

注１：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
２：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
３：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
４：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
５：（参考）の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
６：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

### （2） 地域農業の現状及び課題

（全体）
・現在は、中心経営体や各農家によって農地が維持されている状態ではあるが、将来的には担い手が不足（不在・耕作承継者がいない）する。今後発生する高齢離農者の農地を引き受ける新たな担い手を確保する必要があるが、条件不利農地も多く、担い手確保も厳しい状況。
・高齢者が多く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。
・有害鳥獣の被害が目立ってきており、山沿いのほ場では、営農を諦める農家も出てきている。
【当地区で営農する認定農業者】 ４人
【主な作物】水稲、地大豆、飼料作物

（余戸）
・今後農業機械の更新は行わない意向の農業者がほとんどのため、基幹作業を委託する経営体が必要である。
・昭和40年代の基盤整備事業のため、用水路、排水路や農道、畦道などの農業インフラの老朽化が顕著で、水路の水漏れや農道の舗装の痛み、暗渠排水の効きが悪い等の影響が出てきており、農業の継続が難しいほ場も散見される。

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

（全体）
・担い手に農地を任せる一方、畦畔管理、水路・農道の維持管理等は地域で行い、担い手と地域全体の協力により農地を維持していく。
・地域は畦畔管理、水路・農道の維持管理、鳥獣被害対策について、農家以外にも協力を仰ぐ。
・水稲、大豆、飼料作物を中心に作付けし、維持管理が困難な農地については、将来的に永年性作物や林地化を検討する。
（成・吉原）
・農地の貸付等の意向が確認された農地は、集落での話し合いにより守るべき農地を明確にし、その農地については維持することとする。
・スマート農業の活用を検討するが、地区内の農地が広範囲で耕作者が高齢化しているので活用しづらいと思われるのでさらに検討が必要。
・山間地での農業経営自体が成り立たない現状であり、作付けを行わず農地維持（耕うん・水張り管理）を目的に取り組むことを検討する。
（坂本）
・集落の農地（中山間地の農地）で守るべき農地を明確にし、その農地については優先して維持することとする。
（片柴）
・農地の貸付意向把握については、現在当事者の相対でなされているが、経営面積を拡大したい農家については、集積による作業効率の向上を図るよう、調整する。
・水路、農道等の維持・管理については、「多面的機能支払」を活用しながら、非農家や若い人の参加を促す。
（余戸）
・現在の集落の農業経営者は60代が中心のため、現在の体制でも10年程度は、中山間直払や多面的機能支払制度の拡充や継続があれば、水稲の栽培は続けていくことは可能だと考えており、これらの日本型直払制度を最大限に活用していく。
・積極的に水稲栽培の拡大志向の農業者が近隣にいないため、農地については貸し借りよりも、基幹作業の作業受委託を進める方向での作業の集積という形としたい。
・農業用インフラの老朽化が進んでいるので、活用できる補助事業で修繕や維持管理ができれば良いのであるが、自己負担の問題もあり、どのようにインフラの維持を考えて行くかは大きな問題。

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

認定農業者、集落営農組織、三朝町水田農業担い手協議会会員を中心に集積・集約しつつ、地域内の農業を担う者として期待される中小規模の経営体も視野に入れ集積を図る。
集落での話し合いにより、守るべき農地を明確化する。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

| 現状の集積率 | 36　% | 将来の目標とする集積率 | 49　% |
|---|---|---|---|

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

集落内の話し合いにより各担い手の農地の集約化を促進し、団地数の減少を図る。

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

（成・吉原）
・集落の農地利用については、集落全体で担うが、集落外からの経営体（第三セクターや、近隣集落の認定農業者）を新たに受け入れる。
（坂本）
・集落の農地利用については、中心経営体が担うが、今後発生する高齢離農者の農地は、優先して新たに受入れる。
（片柴）
・集落の農地利用について当面（5か年程度）は、集落内担い手農家を中心に受託管理できるが、以降は第三セクターへの委託が増える可能性がある。
（余戸）
・水稲の栽培自体は集落の各人で管理はある程度可能だと考えているが、基幹作業を行う機械が壊れた場合に更新する意向の農業者はほぼいないため、集落内の認定農業者及び町内の第三セクターに基幹作業（特に収穫作業）は委託を進めていく。
・水田転作については、退職して本格的に就農した方が、三朝神倉大豆とブロッコーリーで経営面積を伸ばしてきているので、集落内の大豆やブロッコリー栽培に適している農地については、積極的に集積に協力をする。

（2）農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に担い手への農地集積を進める。

（3）基盤整備事業への取組

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

（高橋）
・営農組合の引受け農地拡大に伴う作業員の確保（外部人材や次世代の活用）
（岩本）
・営農組合の引受け農地拡大に伴う作業員の確保（外部人材や次世代の活用）

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ☑ | ①鳥獣被害防止対策 | ☐ | ②有機・減農薬・減肥料 | ☑ | ③スマート農業 | ☐ | ④畑地化・輸出等 | ☐ | ⑤果樹等 |
| ☐ | ⑥燃料・資源作物等 | ☐ | ⑦保全・管理等 | ☐ | ⑧農業用施設 | ☐ | ⑨耕畜連携等 | ☐ | ⑩その他 |

【選択した上記の取組内容】
（全体）
①鳥獣被害防止対策については、防護柵の設置を共同で行い、効果的な柵の設置を行うとともに、設置後は点検、補修、管理を徹底する。また、ハンターとも連携し捕獲体制の構築に取組む。
（成・吉原）
③スマート農業の活用を検討するが、地区内の農地が広範囲で耕作者が高齢化しているので活用しづらいと思われるのでさらに検討が必要。（再掲）
（片柴）
①有害鳥獣の被害防止については、個人及び団地毎に実施しているが、集落全体での対応が必要。
（余戸）
①鳥獣被害防止対策については、集落内で守るべき農地を確定した上で、電気柵やメッシュ柵による被害防止を行い、鳥獣被害で離農することがないように努める。
　また、狩猟罠の免許取得を集落で補助することで、集落内での捕獲体制の構築等に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

| 属性 | 農業を担う者（氏名・名称） | 現状 | | | 10（4）年後（目標年度：令和 10 年度） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 経営作目等 | 経営面積 | 作業受託面積 | 経営作目等 | 経営面積 | 作業受託面積 | 目標地図上の表示 | 備考 |
| 認農 | | 水稲・大豆 | 3.3 ha | ha | 水稲・大豆 | 3.3 ha | ha | A | |
| 利用者 | | 野菜・大豆 | 3.5 ha | ha | 野菜・大豆 | 3.5 ha | ha | B | |
| 利用者 | | 水稲 | 0.9 ha | ha | 水稲 | 0.9 ha | ha | C | |
| 認農 | | 水稲・大豆 | 2 ha | ha | 水稲・大豆 | 2 ha | ha | D | |
| 利用者 | | 水稲 | 1.5 ha | ha | 水稲 | 1.5 ha | ha | E | |
| 利用者 | | 水稲 | 0.9 ha | ha | 水稲 | 0.9 ha | ha | F | |
| 認農 | | 飼料作物 | 0.5 ha | ha | 飼料作物 | 0.5 ha | ha | G | |
| 認農 | | 水稲 | 0.7 ha | ha | 水稲 | 0.7 ha | ha | H | |
| 利用者 | | 水稲・大豆・ブロッコリー | 2.8 ha | ha | 水稲・大豆・ブロッコリー | 2.8 ha | ha | I | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| 計 | 9経営体 | | 16.1 ha | 0 ha | | 16.1 ha | 0 ha | | |

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

| 番号 | 事業体名<br>（氏名・名称） | 作業内容 | 対象品目 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

6　目標地図（別添のとおり）

7　基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

| 農用地所有者等数（人） | | うち計画同意者数（人・%） | |
|---|---|---|---|

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
　農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
　また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
　必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。